

風営法による規制とクラブカルチャー② ー法改正とコンプライアンス化する社会ー

太 田 健 二

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号、以下「風営法」)によるクラブ規制問題は、いま大きな展開をみせている。同法違反(無許可営業)容疑で摘発されたクラブをめぐる裁判では2014年4月無罪判決が言い渡された一方、2015年1月より開会する通常国会で「ダンス」による規制を削除する方向で風営法を見直す改正案が提出される見通しである。

そもそも風営法とは、善良の風俗秩序を乱すおそれのある「飲酒・射幸・性」にかかわる営業を取り締まることを目的とする。制定された1948年、女性ダンサーと客とを踊らせる営業が売春を助長させるおそれがあるとしてダンスをさせる営業が規制されることになった。時代は変わり、若者文化の結節点(ハブ)となっているクラブを、60年以上前の法律で一律に規制することはおかしいといった規制反対の動きが2011年以降強まっていった。結果的には、このような動きが実を結んで規制は緩和されるように見えるが、グレーゾーンとして黙認されてきたクラブに対し、照度という基準で厳格に規制する懸念もある。営業の行われ方によっては、風俗上の問題が生じること、騒音等により周辺地域の生活環境が悪化すること、少年の健全育成に係る問題が生じること等のおそれがあるという取り締まりの論理が変わるわけではないのである。

風営法によるクラブ規制問題の複雑性は、「コンプライアンス化」していく社会と結びつけて考えるべきだろう。白黒をつけようというさまざまな平面が交錯しているからこそその複雑さなのではないか。その背景には、中間的なコミュニティが空洞化した現代の日本社会が浮き彫りとなる。私的領域のコンフリクトまでも法や警察に直接訴えかけられ、それらによる解決を求めるようになってきている。風営法によるクラブ規制問題は、このような現代日本の社会的問題と接合してとらえ返すべきである。

キーワード：クラブ、風営法、規制緩和、コミュニティ、コンプライアンス化

はじめに

本稿における「クラブ」とは、学校等における「クラブ」活動や、ナイトクラブという意味で混同されやすいが女性が接待する日本特有の「クラブ」とも異なるものである。広い意味では同好の士の集まり、あるいはそれが集う空間に該当するが、本稿における「クラブ」とは、DJが選曲し、オーディエンスが自由に踊る店舗空間のことである。

2010年12月6日未明、大阪ミナミのアメリカ村にあるクラブが風営法違反(無許可営業)容疑で摘発されてから、同容疑による検挙件数が増加する(図1)。一般的にクラブはドラッグや暴力、騒音のイメージが強い¹。けれども、その摘発の容疑は麻薬取締法違反²でも傷害事件や騒音がらみでもなかった。アメリカ村におけるクラブが同容疑で摘発されるのは初めてで

あり、「風俗」という性的にいかがわしいイメージを喚起するその法律は、検挙数が増加する中で驚きとともに注目を集めていった。

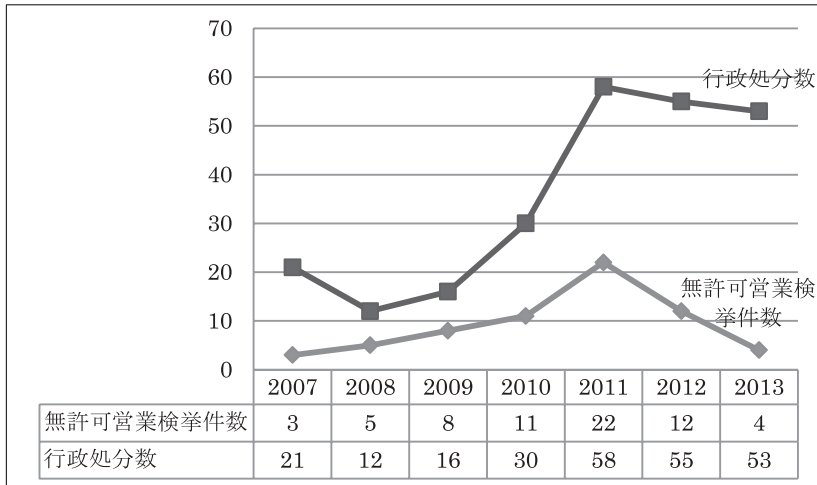


図1 ナイトクラブ等営業に係る検挙・処分状況³

それ以降、風営法によるクラブ規制問題は大きなうねりとなるが、筆者自身、一体何が問題なのかよくわからなくなる。なぜならそれはシンプルなイシューではなく、非常に複雑な問題だからである。たとえば、「風営法の規制対象からダンスが削除されれば万事解決」とはいかないことから、その複雑さを推し量ることができる。

確かに、風営法は時代錯誤なおかしな法律に思える。国際的に見ても、ダンスをさせる営業に対するここまで細かい規制は類をみない（表1）。アメリカのサンフランシスコ市警察法やニューヨーク市行政法⁴は風営法と類似する点が多いが、条例レベルであり国の法令ではない。ヨーロッパでは、ダンスよりもむしろ酒類を提供することを規制対象にしている。

国際的な情報誌『Time Out Tokyo』は、2012年10月16日に「日本でのダンスはご遠慮ください (Japan: no dancing please)」と題した記事で「世界でも有数のクラブ文化を誇るここ東京では、驚くべきことに多数のナイトクラブが違法営業をしている」と書き、2014年3月26日の「私達はなぜ踊ってはいけないのか？」という記事で「日本でのダンスが規制されていることを初めて知った時には、驚きを覚えるに違いない。この21世紀に、しかも世界のクラブ文化の中心地のひとつに於いて、深夜12時以降に踊ることが許されていないということがあり得るのだろうか。と、誰もがそう考えるからだ」と書く。

表1 ダンスをさせる営業に関する国際比較⁵

	日 本	米 国		英 国	フランス
		サンフランシスコ市郡	ニューヨーク市		
ダンスをさせる営業の規制に関わる法令と規制対象となる営業の定義	風営法（許可制） 【一号営業】 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業 【三号営業】 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業 【四号営業】 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（指定団体の講習を受けたダンスを教授する者が客にダンスを教授する営業を除く）	サンフランシスコ市警察法（許可制） ・「ダンスホール」（ダンスが行われ、公衆が参加できる空間）	ニューヨーク市行政法（許可制） ・「ダンスホール」（ダンスが行われ、公衆が参加できる空間） ・「キャバレー」（飲食の提供とともにダンス等の娯楽を行うことが許される場所）	営業許可法（許可制） ・酒類の小売（クラブ、ナイトクラブ等） ・規制娯楽の上演、催行（音楽、ダンス等）	公衆衛生法典、観光法典、環境法典等（免許制） ・ダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店
	「ダンス」の定義 法令上の定義はない（ただし、3号営業はすべてのダンスが対象となるのに対し、4号営業は原則としてペアダンスのみが対象となると解釈される）	・「ダンスホール」における人の集まりであり、「General」（18歳以上の者の参加が認められているダンス）と「Special」（16歳以上20歳以下の者の参加が認められているダンス）の2つに分類される（エンターテインメント・コミッションが考慮）	公衆が参加を許されるあらゆる種類のダンス	法令上の定義はない	法令上の定義はない

営業可能時間	日出時～午前0時 ・ 条例で指定した地域では午前1時まで延長することができる ・ 住宅地においては、日出時～午前10時、午後11時～午前0時のうち条例で定める時間しか営業できない	【General】 午前6時～翌午前2時 【Special】 午前6時～午前0時（エンターテイメント・コミッションが許可した場合には時間外営業も可能）	午前4時～午前8時の営業は禁止 ・ コミッショナーの裁量で禁止されている時間の営業も可能（下記例外も）	営業許可局が決定	始業時間は各県の条例により、閉店時間は最長で午前7時まで
青少年の場内への立入	18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止	【General】 このダンスが行われている空間への18歳未満の者の立入は原則として禁止 【Special】 同空間への午前0時以降における16・17歳の者の立入は原則として禁止 同空間への16歳未満の者の立入は原則として禁止（それぞれ保護者等の付添がある場合は認められる）	未成年の立入が頻繁な店舗等については午前1時～午前8時の営業を禁止することが可能	営業所内での消費を目的として酒類を提供する夜間の営業時間帯に19歳以上の付添のない16歳未満の者の立入禁止 18歳未満の者に対する酒類提供禁止	保護者等の付添のない16歳以下の者を受け入れることを禁止 18歳未満の者に対する酒類提供禁止
構造的規制、立地場所の規制	・ 客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができない構造 ・ 客室の床面積が66㎡以上 ・ 1号及び3号営業については、客室の1/5以上がダンスをさせるためのスペース ・ 住宅街のほか、学校・図書館等の周辺の営業は許可されない（都道府県条例で営業制限地域を指定）	許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションが、フロアの広さと照明が物理的に適正かどうか等を考慮	ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合、コミッショナーが営業を許可しないことができる	施設に関する基準、営業時間等については営業許可局が決定	市町村長が宗教施設、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる

店舗周辺の環境保持に対する営業者の義務等	【遵守事項】 ・営業所周辺において、都道府県条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように営業しなければならない ・営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で営業についての広告又は宣伝をしてはならない 【禁止行為】 ・営業に関し客引きすること ・上記のため、道路その他公共の場所で、人の身辺立ちふさがり、又はつきまとうこと	許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員等を置かなければならない	・営業所の出入口に監視カメラを設置すること ・警備員を配置すること ・苦情受付担当者を設置すること ・周辺における入退場客の混雑による騒音や不法行為を防止するための措置を講じること ・許可審査にあたっては、地域の関係者から構成される委員会の意見を事前に聞くこととされている	・施設に関する基準、営業時間等については営業許可局が決定 ・ロンドン・ウェストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案	・公衆が集まってくる施設であって日常的に大音量の音楽を流すものに関しては、音量の制限を定めているほか、営業者に対して騒音被害に係る調査書の作成を義務づけている ・閉店前の1時間半はアルコールの販売ができない
----------------------	---	---	--	--	--

そこでまず第Ⅰ章では、あらためてクラブが取り締まられる理由と、その論理の変容を明らかにする。さらに風営法によるクラブ規制問題が取り沙汰されるまでの経緯を整理する。続く第Ⅱ章では、規制問題に対する反対運動のきっかけともなったクラブ「NOON」の摘発とその裁判を取り上げ、何が争われ、どのような判決に至ったのか明らかにする。第Ⅲ章では、この問題のひとつの決着でもあるダンスによる規制を見直す改正案について述べる。そして第Ⅳ章では、この問題を現代日本の「コンプライアンス化」する社会の傾向と接合してとらえ、クラブ業界団体の発足と地域コミュニティとの結びつきを深める動きへとつながる様子を浮き彫りにする。このようにして、風営法によるクラブ規制問題の複雑さを解きほぐすと同時に、身近ではないとみなす向きも大きいこの問題を、現代的な社会問題としてとらえ返すことが本論の目的である。

表 2 関連略年表

1948 年	風営法（「風俗営業取締法」）制定
1951 年	少年非行「第一の波」
1959 年	風営法（「風俗営業等取締法」）改正（風俗営業が三業種から七業種へ）
1964 年	少年非行「第二の波」
1979 年頃	映画『サタデーナイトフィーバー』公開によりディスコブームが起こる
1982 年 6 月	新宿ディスコ殺人事件
1983 年	少年非行「第三の波」
1984 年	風営法（「風俗営業等取締法から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」）大幅改正（目的明記）
1980 年代末	チェックディスコ化する一方でクラブが台頭
2008 年 3 月	大阪ミナミのクラブにおける傷害致死事件（被害者は中国人民大学留学生）
2008 年末 ～ 2010 年頃	大学生が大麻所持容疑で逮捕される事件が相次ぎ「大麻汚染」と呼ばれる（大麻の入 手経路としてクラブが挙げられることがあった）
2009 年 8 月	元アイドル酒井法子の覚せい剤取締法違反事件（事件後、彼女がクラブで激しく踊り ながら DJ をしている動画がスキャンダラスに取り上げられた）
2010 年 1 月	大阪ミナミのクラブ内でのトラブルを発端とした傷害致死事件（被害者は大学生で、 路上で暴行を受けた）
2010 年12月	大阪ミナミ アメリカ村のクラブが風営法違反（無許可営業）容疑で初摘発される
2012 年 4 月	大阪キタのクラブ「NOON」が風営法違反（無許可営業）容疑で摘発
2012 年 5 月	風営法改正を求める Let' s Dance 署名活動開始
2012 年 9 月	六本木五丁目雑居ビル飲食店内における殺人事件（六本木クラブ襲撃事件）
2013 年 5 月	Let' s Dance 署名活動によって集まった 155,879 筆を国会へ提出
2013 年10月	「NOON」裁判の公判開始
2014 年 4 月	「NOON」裁判で無罪判決が言い渡される
2014 年 9 月	警察庁風俗行政研究会が、ダンスをさせる営業の規制を緩和する見直し案をまとめる

I. なぜクラブは取り締まられるのか

風営法によって、なぜクラブが規制されるのか。それを考えるためには、風営法が制定された1948年までさかのぼる必要がある。この法律は、戦前より続く風俗の取り締まり（風俗警察）を引き継ぎ、「飲酒・射幸・性」、いわゆる「飲む、打つ、買う」にまつわる営業を規制するものであった⁶。それを示すのが風俗営業の定義にある三業種である。

- 一 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業
- 三 玉突場、まあじゃん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

終戦直後、ダンスをさせる営業のダンスホールはアルコールが供給され、性的なサービスが行われるいかわしい場所であった（永井 1991）。それゆえ性風俗を乱すおそれがあるという理由で、第二号の風俗営業として規制されたのである。それが形を変え、細分化し⁷、現行の三号営業「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」となり、現代のクラブを規制する法的根拠となっている。

しかし、「もはや戦後ではない」という言葉が流行する1956年には売春防止法が制定され、ダンスと性的なサービスの直接的な結びつきが厳しく規制される。さらに、1960年代頃よりダンスは一人で自由に踊るスタイル⁸へ変容していき、60年代後半から80年代にかけて「ディスコ」が日本でも一世を風靡する。10代を中心とした若者文化が花開く一方で、少年非行の増加⁹にも注目が集まっていく。そうしたなかで風営法も改正されていった。1959年、風俗営業は前述の三業種から七業種に分類拡大され、現行の三号営業条項がつくられる。ダンスと性的なサービスが直接結びつかなくなっても、ダンスをさせる営業は風俗営業として規制を受け続けていくのだった。

ひとつの転機が1982年だった。家出中の女子中学生2人が新宿のディスコで知り合った若い男にドライブに誘われて一人が殺されるという、いわゆる「新宿ディスコ殺人事件」が起きる。この事件は大きく報道（図2）され、ディスコが「非行の温床」となっていることを強く印象付けた。その結果、ディスコは自主規制的に青少年の立入を禁止していくのだった。

この事件の影響も少なからぬ1984年に、風営法が大幅に改正される。改正の最大のポイントは、これまで明記されていなかった法律の目的がはじめて記載されたことだ。すなわち、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」という目的である。ダンスをさせる営業に対する規制は、従来の性風俗を乱すおそれがあるという理由よりも、少年非行防止のためという論理へと変容していったと言ってよいだろう（太田 2013）。

「非行の温床」とみなされたディスコは、その後自主規制的にIDや服装のチェックを実施するようになり、次第にある種の特権的な空間となる。そのような保守的で閉塞的なダンス空間に対するアンダーグラウンドなカウンターとして登場したのがクラブだった。どのディスコに遊びに行くか、店舗による差異化の戦略が主流だった80年代末、クラブという店舗空間は、そのなかで開催されているイベント（さらに、いかに店舗空間を利用するか）によって差異化を図る戦略を編み出していった（太田 2009）。したがって、恒常的にダンスをさせている営業というよりも、イベントによって様相をさまざまに変える「ハコ」としてクラブは成立していくのである。



図2 「新宿ディスコ殺人事件」の新聞記事（『朝日新聞』1982.6.7 23（社会）面より）

クラブの多くが風俗営業の許可を取得しなかった理由はそれだけではない。取得のためには客室床面積が66㎡以上必要になるなど高いハードルがあり、逆に許可を取得してしまうと営業時間が午前0時まで（繁華街など特別な地域では午前1時まで）となるなどさまざまな制約が課せられる。クラブの多くが小規模な店舗で取得可能な基準をクリアできない、あるいは深夜にわたる営業を基本とするため、あえて取得しないことがほとんどだった。このように、クラブは、警察から黙認され、それと相まって風俗営業には当たらないと自認し、グレーゾーンとして存続してきたのだった。

しかしながら、突然、風営法違反（無許可営業）容疑での取り締まりが増えていく。大阪アメリカ村における同容疑によるクラブ初摘発の背景には、クラブにかかわる傷害致死事件や大学生の大麻汚染など（表2）があったというが、「なぜ今」「なぜ大阪」「なぜ風営法違反容疑」といった疑義を生んでいった。このような流れから、風営法によるクラブ規制に対する反対運動が芽生えていったのである。

Ⅱ. ダンスが規制されているのか～「NOON」裁判

クラブ規制に対する反対運動のきっかけを与えたのが大阪市北区のクラブ「NOON」の摘発だった¹⁰。2012年4月4日（水）の夜、「NOON」では英国のロック音楽のイベント「ブリティッシュバビリオン」が開催されていた。摘発の21時43分頃にはわずか20人ほどの客がいるだけで、突然「音楽を止めろ」と捜査員が拡声器で命じたという。その後、強制捜査となって風営法違反（無許可営業）容疑で経営者は逮捕、20日間の勾留後に起訴された。

「NOON」は風俗営業の許可を取得していなかったが、1993年末に前身のクラブ「DAWN」をオープンして以来、約18年間にわたって営業が続けられてきた。当初は、近隣と騒音問題でトラブルになったこともあったというが、防音対策を講じるとともに、粘り強く近隣とコミュニケーションを図って存続してきた。摘発時は平日の夜で、しかも客入りもまばらな浅い時間、深夜にわたって営業していたわけでもなく、未成年者を立ち入らせていたというわけでもない¹¹。厳密に風営法を適用し、ダンスをさせる営業として風俗営業の許可を受けていない理由で摘発されたのだ。それは「なぜ」という疑義以上に、「やり過ぎなのでは」という批判を生むことになった¹²。

2012年5月16日の朝日新聞に掲載された「クラブじゃ踊れない!？」と題された記事にも、それは見て取れる。

風俗営業法違反でクラブが摘発される事例が相次いでいる。「取り締まり強化で踊る文化が消えかねない」として、法改正を求める動きが出始めている。〔中略〕

昨年、クラブ3店が摘発された京都では、法改正を求めて今年3月、経営者が府議会に陳情。近く、利用者や音楽家らとも連携し、10万人を目標に署名集めを始める。

呼びかけ人の一人、音楽家坂本龍一さんは「クラブはサブカルチャーのハブ（中継点）。音楽、ダンス、アート、文学、ITなど多くの分野がつながっている。クラブ文化を取り締まるのは時代錯誤。日本文化破壊といっても過言ではない」と批判する。

「芸能人の薬物事件がきっかけでは」「暴力団排除条例と関係があるのか」——。関西に限らず全国で一斉に取り締まりが強化され、捜査側の真意をいぶかる声も広がる。〔後略〕
〔『朝日新聞』2012.5.16〕

「踊れない」という煽情的な見出しにもあらわれているように、自由にダンスすることを規制する悪法は改正すべきという動きへと次第に傾倒していく。2012年5月29日から開始されたLet's Dance署名活動はその象徴だろう。この署名活動は、風営法の規制対象から「ダンス」を削除することだけでなく、行政上の指導は「国民の基本的人権を不当に侵害しないよう」努め、「第101国会付帯決議」や「解釈運用基準」に基づき適正に運用すること、そして表現の自由、芸術・文化を守り健全な文化発信の施策を拡充することを請願事項として、当初の目標である10万筆を上回る155,879筆を2013年5月17日までに集め、国会へ提出した。

だが、ここでは「NOON」裁判で何が争われたのかという点に注目したい。罰金刑で処分される形式犯にもかかわらず正式起訴された「NOON」の元経営者側は、無罪主張に加え、風営法の規定を「違憲」と問題提起し、2013年10月1日に公判が始まった。注目される争点は、風営法がいわゆる「表現の自由」（憲法21条1項）に違反するものであるかという点と、そして「NOON」の当時の営業が三号営業「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」と言えるのかという点である。

判決文¹³では、まず三号営業の規制の目的について説明される。これは旧態依然とした規制理由を再確認したように映る。風営法は、三号営業を性に関わる風俗秩序の乱れにつながるおそれがあることを理由に、風俗営業として規制しているものと解釈するのが相当であり、併せて、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を図っているというのだ。

他方で、クラブのネガティブなイメージとして想起されるドラッグや周辺環境の悪化については、風営法が規制するものではないとする。具体的には、三号営業に関する規定の中に麻薬取締を目的に含んでいるとうかがわせるものはなく、三号営業の内容とドラッグの蔓延との間に一般的な関連性が認められるわけでもない¹⁴。また、騒音又は振動による周辺環境の悪化については、風俗営業ではない深夜における飲食店営業に対しても同様の規制が課されていることや、カラオケ店やライブハウスのように一定の騒音を生じることが想定される営業が風俗営業とされていないことなどから、三号営業を風俗営業として規制する本質的な理由と解することはできないと判断する。

よって、「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる」という営業の内容が、歓乐的、享乐的な雰囲気や過度に醸成し、わいせつな行為の発生を招くなど、性に関わる風俗秩序の乱れにつながるおそれがあることから、風営法の三号営業による規制は、善良な性に関わる風俗秩序を維持するとともに、併せて少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を図ることを目的とするものと解されるという。

あくまでも、性に関わるか否かが焦点なのである。

「表現の自由」に違反するかどうかという争点に関して、判決文で風営法は営業行為を規制するもので、何らかの表現行為を規制することを目的とするものではないと明言される。もっ

とも、「表現の自由」に対する制約となり得るというべきであると付け加えられるものの、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」という風営法の目的は、重要な公共の利益であり、その達成のために性に関わる風俗秩序の乱れにつながるおそれを実質的に認められる営業を制約する必要性は高いという。以上を踏まえ、風営法は「表現の自由」の制約に当たるとしても、重要な立法目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものといえることができるから、違反するものではないとされたのである。

次に、三号営業に該当するのかどうかという争点は、いかなるダンスが風営法で規制されるものなのかという点に言い換えてもいい。本件イベントにおいて客として来ていた者が証人喚問され、手の動きや足の動きなど詳細に尋問された。そのダンスとは、流れていた音楽のリズムに合わせてステップを踏んだり、それに合わせて手や首を動かすというのが大半であり、客同士で体を触れ合わせて踊っていたこともなく、その時々によって椅子に座って音楽を聞いている客もいたというのであるから、単に音楽や映像によって盛り上がりを見せていたという域を超えていたとは認めることができない。したがって、本件イベントのダンスそれ自体が性に関わる風俗秩序の乱れにつながるようなものであったとは言えないとされた。

以上を踏まえると、酒類が提供されており、フロアが相当程度暗い状況にあったことを踏まえても、本件イベントにおいて、歓乐的、享乐的な雰囲気や過度に醸成し、わいせつな行為の発生を招くなど、性に関わる風俗秩序の乱れにつながるおそれを実質的に認められる営業が行われていたとは言えない。すなわち、当時の「NOON」は三号営業を無許可で営んだということとはできないというべきであり、2014年4月25日に大阪地裁によって無罪判決が言い渡されたのである。

「NOON」裁判が浮き彫りにしたのは、一体何だったのだろうか。あらためて風営法が、ダンスという表現行為を規制するものではなく、営業を規制するものであると再確認するとともに、風営法におけるダンスがいまだに「性」にかかわるサービスとして捉えられていたということ明らかにしている。いかなるダンスが性に関わる風俗秩序を乱すおそれがあるのか。ヒップホップやストリートダンスは学校教育に導入され、風営法の規制を免れるのか。サルサやアルゼンチンタンゴのような男女が身体を密着させるダンスは一律に規制されてしまうのか（ダンス教室やダンスホールで行われる社交ダンスは講師がいれば規制から免れるが、サルサやアルゼンチンタンゴには正式な講師の資格がない）。今となってはダンスという規制の基準は曖昧であるということ浮き彫りにしたのである（だからこそ、グレーゾーンとして黙認されてきた側面もある）。

「NOON」裁判での証人喚問の滑稽さもそれを裏付ける。当時客として来ていた証人に対し、検察は「腕を動かす時は手首、肩、ひじのどこを基点に?」「どうジャンプしましたか」など体の動きなどを細かく説明させたという。どのような動きをすれば風営法で規制されるダンスに当たするのか、その基準を突き詰めようとすればするほど、ダンスを規制対象にすることそのものが時代遅れであることを印象付ける。

けれども同時に、風営法の規制の範疇は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年

の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」という目的において幅広いものであるということも浮き彫りにしたと言えよう。善良の風俗を乱すおそれや少行の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある、あるいは歓乐的、享乐的な雰囲気を過度にわたると認められれば、風営法によって規制されてもおかしくないのだ。「おそれ」や「過度」という恣意的であいまいな基準は残ったままなのである。

Ⅲ. ダンスをさせる営業に対する規制の見直し～風営法改正案

風営法によるクラブ規制に対する反対運動は、ある意味で実を結んだと言えよう。Let's Dance署名活動によって集められた155,879筆が国会へ提出された2013年5月にはクラブの深夜営業を可能とするため、風営法の改正を目指す超党派の衆参議員約60人が「ダンス文化推進議員連盟」を発足させた。さらに、2014年4月25日に「NOON」裁判で無罪判決が言い渡され、翌5月に内閣規制改革会議で「クラブの規制緩和を求める意見書」が提出され、2014年秋の臨時国会における風営法改正案提出に向けて動きが加速していった。

そして2014年7月に、警察庁がダンス規制緩和を議論する有識者会議を選定、同会議は9月10日、風営法から「ダンス」という文言を削除し、店内の照度や営業時間に応じて規制する方向で見直そう求める報告書をまとめた。

報告書では、まず客に飲食をさせないダンス教室やダンスホールについて、風営法の規制の対象から除外してよいと結論づける。三号営業のクラブもダンスというくくりで規制することはやめ、店内が照度10ルクス超で、午前0時までの営業であれば一般の飲食店と同じ扱いにし、午前0時以降に営業する場合は新設の「深夜遊興飲食店営業」として許可制にする。10ルクス以下の場合、従来の五号営業「低照度飲食店営業」に分類し、これまで通り許可制で、条例によって営業エリアが制限され、現状では最長で午前1時までしか営業できない（図3）。

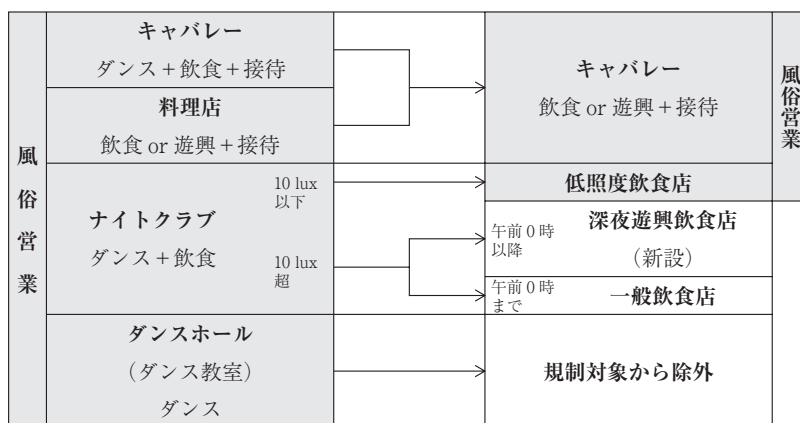


図3 ダンスをさせる営業の規制見直し案¹⁵

クラブの規制緩和については、これを2020年開催予定の東京オリンピックに向けた観光資源

にしたいという思惑が見え隠れする。クラブのようなナイトエンターテインメントの経済価値を規制緩和の拠り所にする動きも強まっている。NPO法人日本ダンスミュージック協会によれば、2013年時点で、300人以上のキャパシティの大規模なクラブが100店舗程度、それ以下のクラブや小さなバーでDJがプレイする営業を含めると1,200店舗以上になるという。大規模なクラブの年間動員数はおよそ588万人、売上は300億円以上で、小規模なものを含めると売上規模は1,000億円以上と予測される。さらに関連産業は、レコード会社や音響機器だけでなく、飲料メーカー、アパレル、建築デザインなど裾野が広く、ダンス事業に乗り出したい業者も少なくないが、風俗営業にあたるということで躊躇しているという¹⁶。このように、経済再生を目指す現安倍政権にとっても、クラブの規制緩和は十分メリットがあるという主張もある。

確かに、風営法改正案はダンスをさせる営業に対する規制を緩和するようにみえるが、逆に言えば、ダンスという曖昧な基準をやめ、照度という明確な基準で規制していくとも解釈できる。ほとんどのクラブは10ルクス以下で営業しており、店内を明るくしないと「低照度飲食店営業」に分類される可能性が高い。そうすると、今まで通り深夜営業もできず、店内の照度という基準を厳密に適用されて、摘発される可能性もある¹⁷。このように考えるならば、従来グレーゾーンとして黙認されてきた領域をつぶし、すべて白黒をつけるという流れにもとらえられよう。このような流れは、風営法によるクラブ規制問題だけの話ではないのではないのか。次章でさらにみていきたい。

Ⅳ. クラブ規制問題とコミュニティ～「コンプライアンス化」する社会

「コンプライアンス¹⁸」がユーキャン新語・流行語大賞にノミネートされたのは2007年。「法令遵守」と訳されるこの言葉は、法令やルールに基づき、法人や従業員が公正に行動することを意味する。従来なら杓子定規と言われるような法令遵守的な態度が、公的な領域だけでなく私的な領域にまで求められるようになっていく。加藤裕治はこれを「コンプライアンス社会」と呼ぶ。

コンプライアンス社会とは、これまでどこまでも私たちの行為を規定することに関しては外部（タテマエ）であり続けた法に対し、その法がどこまで世間の代替として機能していくのか、ということを問いかけている〔中略〕。しかし個人的には、やはりそれはそれで疲れる、という気がしないでもない。それは世間が懐かしいということではなく、「曖昧さ/そこそこで」という解決が許される社会が背景化し、「白黒つける」社会というものだけが、社会の原理であるような流れが妙に支持されていくからである。（加藤 2010: 376）

風営法の改正を目指す動きも、結果的にはこの「コンプライアンス化」に収斂されてしまっているのではないのか。ダンスという時代遅れで曖昧な基準に代え、照度という明確な基準による規制への見直しは、「白黒つける」社会への流れを物語っているようだ。こうした背景には、いわゆる「世間」や地域コミュニティの空洞化が指摘される。たとえば、宮台真司はクラブ規

制問題を「新住民的〈クレージークレーマー：CC〉問題」として、次のように述べている。

〈CC〉出現の背景は地域共同体の空洞化です。二つの側面があります。第一に、地域共同体がしっかりしていれば、隣人訴訟がそうであるように地域住民が〈CC〉の暴発を食い止めますが、それができなくなります。第二に、丸山眞男の末端ファシズム分析に従えば、社会的に恵まれず、知的ネットワークから排除された「孤独な人」が、専ら〈CC〉として噴き上がります（磯部編 2012: 47）

個々の不平・不満を緩和・吸収する中間的なコミュニティが脆弱になり、細々としたコンフリクトや私的なクレームが直接、公的な規制を要請し、それに依存するようになっている。そこで働いているのは「快－不快」や「正しい－間違っている」という二項対立的な指標であり、白黒をはっきりさせることでグレーゾーンをどんどん失わせる。松沢呉一は、クラブだけでない風俗店の取り締まり強化を事例に次のように述べる。

「私が不愉快」という主張が他者の行動や言論を制限することも既成事実化しつつあり、あらゆる行動、あらゆる言論は「不快」「迷惑」で潰すことを可能とする糸口は開かれた。（松沢 2006: 100）

クラブの周辺住民からは酒に酔った若者による騒音やゴミの不法投棄といった迷惑行為、暴力沙汰などの通報が警察に寄せられることもある。クラブが多く集まる六本木や大阪アメリカ村の地元住民からは、風営法が改正され営業時間が延びれば、騒音や迷惑行為が増えるのではないかという懸念の声が聞かれたというのも仕方のないことかもしれない¹⁹。だが、こうしたトラブルを法や警察に直接訴え、解決を求めるようになっているのではないか。クラブの規制をめぐる問題の背景には、前述のような「コンプライアンス化」と中間的コミュニティの空洞化という問題が膠着していることに、まず気づくべきなのかもしれない。

こうした状況を受けた動きとして捉えられるのが、クラブ関連業界団体の結成や、それらと地域コミュニティとの結びつきである。たとえば、2013年4月26日に風営法改正に向けた東京のクラブ関係者の集まりとして発足した「クラブとクラブカルチャーを守る会」は、法改正のための業界団体的な役割だけでなく、クラブ業界の健全化や自浄努力の為の自主ルールを考えるといったことも視野に入れている。

まず、クラブの悪いイメージの払拭と健全化に向けた努力として、自主的に業界ルールやガイドラインを策定し、それを遵守することが挙げられている。また、周辺地域の清掃活動を積極的に行い、祭りなどの地域活動への参加もはじめています。

さらに、クラブカルチャーの文化的・経済的価値をアピールすることも活動の目標に挙げている。すでに数多くの音楽・映像作品やアーティストが輩出されており、その文化的な価値を指摘するまでもないが、2012年ロンドンオリンピック開会式の音楽監督を務めたのがクラブカルチャーを代表するアンダーワールドというアーティストだったことをはじめ、2020年東京オ

オリンピック開催に向けた国際的エンターテインメントとして、その価値が主張されている。

このような業界団体は東京だけでなく、福岡では2012年10月に発足した「福岡クラブカルチャー向上委員会」、関西では2014年6月に発足した「BRIDGE」などがある。「福岡クラブカルチャー向上委員会」の事務局大橋護は「まずは、クラブ関係者や地域住民が、この問題についてどう考えているのかを共有したかった。これまでずっと問題をそのままにしていたので、双方の溝はとても深い。時間はかかると思うが、地道に活動を続けていきたい」と語り、クラブ経営者や従業員、イベント企画者、地域住民などが互いにクラブの現状について、情報共有する機会を設けるとともに、毎月1回、クラブが集まる親富孝通りで清掃活動を続けている²⁰。

クラブ側から地域コミュニティとの結びつきを深めようとする試みは、まだ始まったばかりだ。風営法によるクラブ規制問題は、法改正によってダンスによる規制が削除されれば解決するものではない。むしろ、空洞化する中間的なコミュニティを背景として「コンプライアンス化」していく社会に対してアプローチしていかなければならない。その方策は、2020年東京オリンピックのための観光資源として文化的・経済的価値をアピールすることではないのではないか。それすら、つまるところ「価値がある－ない」という白黒をつけるレベルの動きでしかない。やはり、有効なアプローチとして考えられうるのは、クラブ関連業界団体という中間的なコミュニティの形成と、それらと地域コミュニティとの結びつきなのである。

終わりに

風営法によるクラブ規制問題の複雑さは、白黒をつけようとする平面が複雑に交差していることが原因なのである。「どのような体の動きをすれば風営法で規制されるダンスなのか」、「善良な風俗秩序を乱すおそれがある営業とは何なのか」、「どこまで歓乐的、享乐的な雰囲気が醸成されれば少年の健全な育成に障害を及ぼすとみなされるのか」、「そもそもダンスは規制されるべきなのか」、「風営法は改正すべきなのか」。どの平面でも、どちらの立場でも、「コンプライアンス化」を求めるような社会的傾向がみられるのではないか。

あらためて考えてみると、クラブ規制に異議を唱えることは、クラブカルチャーを法律によって守るべきと言っているようで、とてもシニカルにも思えてしまう。クラブカルチャーはディスコに対するアンダーグラウンドな文化として、「何でもあり」という自由な雰囲気から生まれたのではなかったか。カルチュラル・スタディーズにおける「プリコラージュ」のように、ありあわせのもの（それはレコード音楽だけでなく空間）を組み合わせ、グレーゾーンにおいて創造的な文化を形成してきたのではなかったか。それは、白と黒の間にグラデーションの領域があったからこそである。

果たして、クラブカルチャーは「踊り続ける」ことができるのだろうか。「コンプライアンス化」する社会のなかで「踊り続ける」ために、クラブ関連業界団体という中間的なコミュニティの形成と、それらと地域コミュニティとの結びつきを深めるという取り組みは確かに有効な処方箋であるだろう。しかし、クラブとは「ハコ」であり、それを満たす中身であるイベントによってさまざまに様相を変える。クラブ営業を営むコミュニティとは違い、クラブの中で形作られるコミュニティはイベントごとに異なる。周辺住民の地域コミュニティから見れば、イベ

ントごとに異なるコミュニティこそ素性のわからない不気味なものだろう。それは「見えない」からなのかもしれない。ダンスをさせる営業は、これまで風営法の中で外から見通せない構造に閉じ込められてきたのである。外から「見えない」からこそ、地域コミュニティとの断絶が生じたのではないだろうか。風営法はダンスすることを規制するものではない。あくまでも営業を規制するものであり、広くとらえれば、空間を規制するものなのである。

風営法によるクラブ規制問題は改正案の可決をもって一応の決着をみたとみなされるかもしれない。しかし、それですべてが解決したわけではない。新設される「深夜遊興飲食店」はまだわからないが、「低照度飲食店」の方は風俗営業として外から見通すことができない構造に閉じ込められたままととなる。このような空間規制と「コンプライアンス化」は、言い換えれば公共性の歪曲化として、引き続き考えていくべき問題なのではないだろうか。

参考文献

- 清宮真一 「「アート発信のクラブに誇り、起訴で否定された」とクラブ経営者は供述した…クラブVS警察・検察「ダンス規制」は憲法違反か」『産経新聞』2013.10.10.
- 磯部涼編, 2012, 『踊ってはいけない国、日本——風営法問題と過剰規制される社会』河出書房新社.
- 編, 2013, 『踊ってはいけない国で、踊り続けるために——風営法問題と社会の変え方』河出書房新社.
- 加藤裕治, 2010, 「公共性の拡張——コンプライアンスと道徳主義」遠藤知巳編『フラット・カルチャー』せりか書房: 369-376.
- 郷原信郎, 2007, 『「法令遵守」が日本を滅ぼす』新潮社.
- 松沢呉一, 2006, 「「エロ」から始まる」桂秀実・花咲政之輔編『ネオリベ化する公共圏——壊滅する大学・市民社会からの自立』明石書店: 90-100.
- 永井良和, 1991, 『社交ダンスと日本人』晶文社.
- , 2002, 『風俗営業取締り』講談社.
- 太田健二, 2009, 「クラブカルチャーの文化社会学的考察—メディア利用と空間利用という観点から」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第35巻: 273-291.
- , 2013, 「風営法による規制とクラブカルチャー——摘発の増加と規制の論理——」『四天王寺大学紀要』第55号: 75-90.

-
- 1 「『朝までいっせ!』裏クラブは犯罪の温床 私服警官20人の摘発に客は『クスリ?』」(『産経新聞』2010.12.6) というアメリカ村のクラブ初摘発の報道では、クラブは「若者らに支持される一方、防音が不十分で住民が騒音被害を訴える。さらには、大麻をはじめとする麻薬所持などの容疑で逮捕された若者が『アメリカ村のクラブで客から入手した』と供述する事件も頻発。これまでは、同店のようにならざるに無許可で営業する店も後を絶たなかった。今年1月にはクラブ店内で男とトラブルになった男子大学生が殴られ、死亡する事件も発生している」と書かれている。このようにクラブには、騒音やドラッグ、暴力にまつわるネガティブなイメージが根強い。
 - 2 クラブ（の経営者ら）が麻薬取締法違反容疑で摘発されることはほとんどないが、イベント主催者が大麻取締法違反（所持）、麻薬取締法違反（使用）容疑で逮捕された事例はある（『日本経済新聞』2011.7.28）。

- 3 2014年1月20日内閣府規制改革会議 第15回創業・IT等ワーキンググループ「ダンスに係る風営法規制の見直し」警察庁からのヒアリング資料、および2014年7月31日警察庁第1回風俗行政研究会資料より作成。
- 4 ニューヨークでは、1994年～2001年までジュリアーニ市長のもとで「割れ窓理論」を用いた浄化政策が進められ、クラブの規制も強化された。
- 5 内閣府規制改革会議第21回創業・IT等ワーキンググループ資料2「ダンスに係る風営法規制の見直し」（2014年4月14日）より作成。
- 6 永井良和によれば、風営法は「飲む・打つ・買う」の規制とはいえ、「買う」についてはいささか腰が引けた感じであり、ダンスを踊ることが売買春行為であるといいきるには無理があるという（永井2002）。
- 7 現行の風営法では風俗営業は八業種と定義されており、うち接待飲食等営業（「飲酒」と「性」にかかわる営業）は以下の六業種である。
 - 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
 - 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
 - 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
 - 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
 - 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
 - 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 8 アメリカや中南米のダンス音楽が輸入される中で、ドドンパやツイスト、モンキー、ゴーゴーなど多彩なダンス・スタイルが流行した。それらのほとんどが一人で踊るものだった。
- 9 『平成15年版 犯罪白書』によれば少年非行は、1951年をピークとする第一の波、1964年をピークとする第二の波、1983年をピークとする第三の波が見られるという。
- 10 風営法によるクラブ規制が問題視されるようになったきっかけは「NOON」摘発以外にも、2011年12月の京都「WORLD」摘発や大阪南港のイベント中止警告などがある。前者は無許可営業によるものではなく、風俗営業の許可を取得していたが、店内にドリンクカウンターを無断で増設したからという理由で摘発された。後者はクラブではなく、複合アートスペース「クリエイティブセンター大阪」（名村造船所大阪工場跡地）で、これまでも（DJが音楽をかけるような）イベントを開催してきた実績があったのだが、警察から風営法の許可が必要と警告を受け、イベントが開催できなくなった。その後2012年1月には、京都のクラブ関係者らでつくる「京都ダンス規制法見直し連絡協議会」準備会が京都府議会全会派に、風営法改正を国に働きかけるよう求めるなどした要望書を提出している。
- 11 「NOON」に関して、摘発の2か月前に匿名の通報があった。大阪ミナミのクラブばかりが取り締まられているが、「NOON」にも未成年者が立ち入っているという内容だったという。

- 12 2012年7月には、「NOON」を救済するために、同店に関わりの深いDJやミュージシャンが集まり、「SAVE THE NOON」というイベントが開催された。また、このイベントをもとにドキュメンタリー映画『SAVE THE CLUB NOON』も制作された。
- 13 大阪地方判平成26年4月25日（LEX / DB 文献番号 25443936）より。
- 14 国立精神・神経医療研究センターによる「クラブユーザーにおけるMDMA等のクラブドラッグ乱用実態に関する研究」（2010・2011）、「クラブイベント来場者における違法ドラッグの乱用実態把握に関する研究」（2012・2013）では、「クラブユーザー」の「薬物使用経験者」の割合が「一般住民の10倍」で「4人に1人が、危険ドラッグを使用した経験がある」という結果が明らかになり、これに基づいて警察はクラブに対する薬物汚染の懸念を表明している。これに対し、早稲田大学の岩村健二郎らダンスとドラッグ調査ワーキンググループによる「ダンスとドラッグ調査」は全く異なる結果となり、先の研究結果を否定する（同調査報告2014.8.21より）。
- 15 警察庁風俗行政研究会「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」（2014年9月10日）より作成。
- 16 寒川由美子解説委員「NHKくらし☆解説2014年8月29日」より。
- 17 店内照度規制に関して、VJ（ヴィジュアル・ジョッキー）であり、ライブストリーミングチャンネル／スタジオ「DOMMUNE」を運営する宇川直弘は「音楽に集中し、没入するには「明るさ」ではなく「暗さ」が必要なのです」と述べ、10ルクス以上の照度ではクラブカルチャーは成立しないと反対している（「音と光の信頼関係：「太陽」ではなく「月」になろうと…」『Time Out Tokyo』2014.9.27）。
- 18 郷原信郎は「コンプライアンス」を単なる「法令遵守」ではなく、社会的要請に組織として適応していく「フルセット・コンプライアンス」という概念を提唱している（郷原 2007）。この観点に立てば、法令と社会的なリアリティとの間に齟齬があることも射程にとらえることができ、守られるべき公共性とは一体何なのかという議論へと深めていくことになろう。同時に、「KY」という言葉に近い得体の知れない規範的な雰囲気や常態を常に気にしなくてはならなくなった社会的変容を浮き彫りにしているようにも思われる。
- 19 寒川由美子解説委員「NHKくらし☆解説2014年8月29日」より。
- 20 「風営法とダンス規制（後）～福岡での新たな動き」『NET IB NEWS』2013.5.20より。

